

令和8年度 広島県高等学校等奨学金 在学募集 事務処理要領【学校用】

1 制度概要(在学募集)

制度概要等については、「令和8年度 在学募集案内【申請者用】」を参照してください。

2 生徒・保護者等への周知について

申請については、生徒等が原則としてオンラインで情報を送信して行います。

支援が必要な生徒等が、申請漏れにより貸付けを受けることができないことがないよう、奨学金制度及び在学募集開始の周知をお願いします。

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない生徒等から相談があった場合は、広島県教育委員会に連絡するよう指示してください。

3 推薦手続きについて

広島県教育委員会から生徒の在籍校に推薦調書の提出を依頼しますので、次の推薦基準等に基づき推薦してください。

また、生徒等からの申請内容に不備や疑義がある場合は、申請を差し戻す又は広島県教育委員会の担当者から保護者等へ直接電話連絡等をしますが、保護者等と連絡が取れない場合は、学校に問い合わせをすることがありますので、その際は協力をお願いします。

【推薦基準等について】

推薦に当たっては、申請者が「学習状況が良好であること」を確認して推薦してください。

「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

1 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと）

生徒指導上の問題行動とは、暴力行為、飲酒・喫煙、金銭（品）強要（恐喝）、暴走行為、窃盗・万引性に関する問題行動、薬物乱用行為等をいいます。

2 学習意欲があると認められること

日々の学習状況、生活態度等により判断してください。



学習状況が良好であるか否かを判断するに当たっては、生徒の優れた点や長所、生徒自身の成長や可能性、努力の過程、改善の状況等、生徒の状況を把握し、学業や生活態度等から総合的に判断してください。

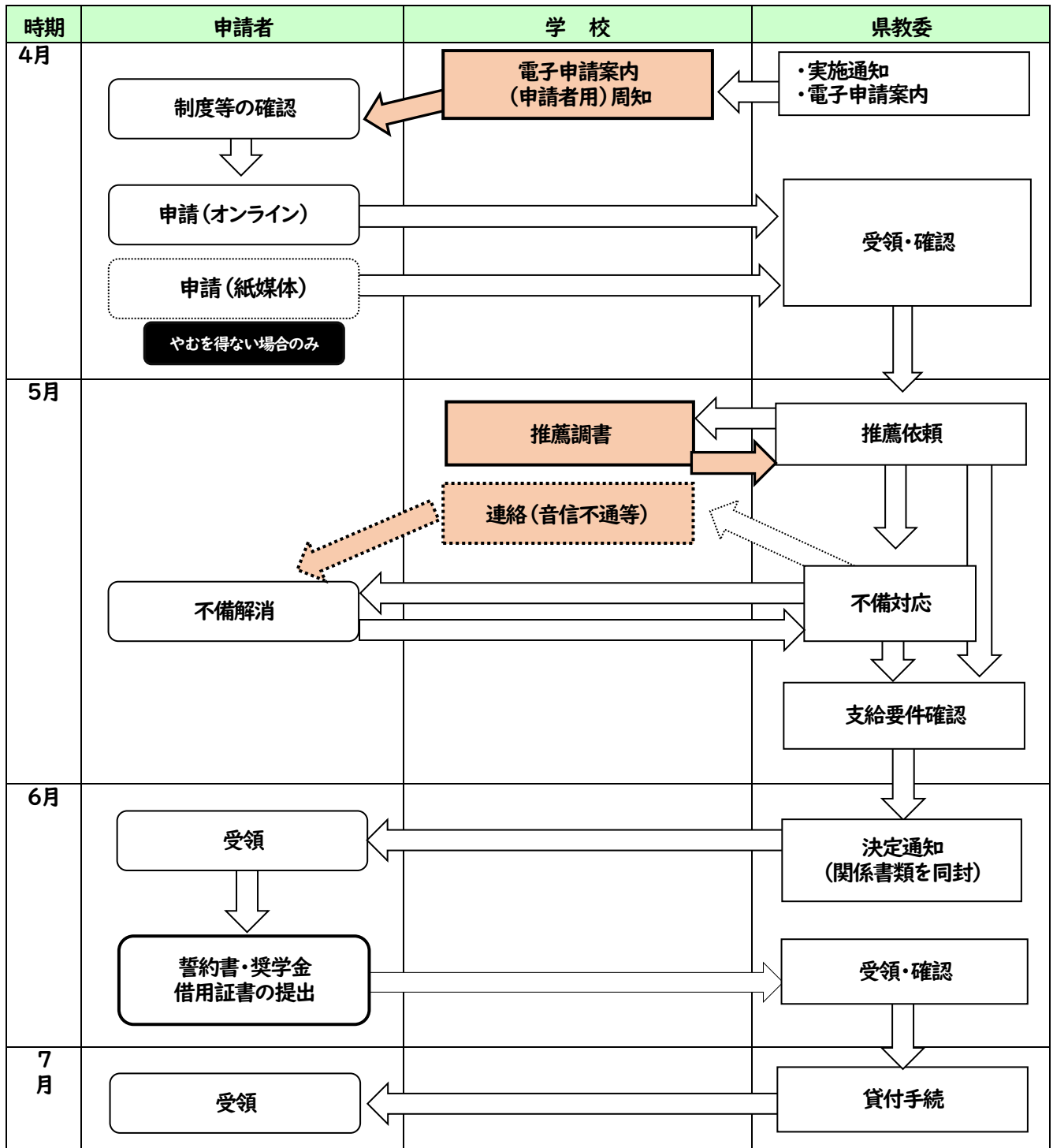
4 奨学生の決定について

広島県教育委員会において、申請された内容を審査の上、申請月の2か月後に奨学生を決定する予定です。

- 奨学生に係る審査結果については、申請者に直接送付します。（関係学校等には決定者一覧を送付します。）
- 奨学生として決定した方には、併せて関係書類を送付し、期限までに県教育委員会へ直接、提出するよう案内します。提出に不備があり、保護者等と連絡が取れない場合は、学校に問い合わせをすることがありますので、その際は協力をお願いします。

【参考】

令和8年度 在学募集に係る事務手続の流れ（令和8年4月申請分）



【お問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

（〒730-8514 広島市中区基町 9-42）

電話 （082）513-4996

〔受付日時〕 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

（メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金在学募集」としてください。）